

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

浦安市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

浦安市長

公表日

令和7年12月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1児童扶養手当の認定及び受給資格の継続に関すること ①認定請求書、額改定認定請求書及び現況届の受付(受給資格があることを確認できる書類の提出) ②支給要件の審査(住民基本台帳、所得情報、年金受給情報及び公金受取口座に基づく) ③支給金額判定の審査(所得情報及び年金情報に基づく) ④認定通知書、児童扶養手当証書、一部支給停止通知書、支給停止通知書、支給停止解除通知書及び却下通知書の送付</p> <p>2児童扶養手当の受給情報の変更に関すること ①住所・氏名変更届、子の各種変更届、支給停止関係届及び年齢延長申立書の受付 ②支給要件の審査(住民基本台帳、所得情報、年金受給情報及び公金受取口座に基づく) ③支給金額判定の審査(所得情報及び年金情報に基づく) ④認定通知書、児童扶養手当証書、一部支給停止通知書、支給停止通知書、支給停止解除通知書及び却下通知書の送付</p> <p>3児童扶養手当の受給資格の消滅及び支給停止に関すること ①喪失届、額改定届及び支給停止関係届の受付 ②支給要件非該当及び年齢区分判定の審査(住民基本台帳及び所得情報に基づく) ③支給金額判定の審査(所得情報及び年金情報に基づく) ④喪失通知書、一部支給停止通知書及び支給停止通知書の送付</p>
③システムの名称	①児童扶養手当システム ②番号管理連携システム ③統合連携DBサーバ ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバーGW ⑥中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童扶養手当情報ファイル (2)統合連携DBファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表56の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康こども部こども課
②所属長の役職名	こども課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市総務部法務文書課(情報公開室)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市健康こども部こども課 電話番号 047-351-1111
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
3. 特定個人情報の使用		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録(システムへの入力)の際には、本人からのマイナンバーの取得や氏名・生年月日・住所などの3情報による照会を行うことを厳守している。また、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力や個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄等、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検]	[<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	--	--	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	こども福祉システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、退職者の発生や異動等により、都度更新を行い、管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	情報公開コーナー	情報公開室	事後	
平成28年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①児童扶養手当システム ②統合連携DBサーバ ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー-GW ⑤中間サーバー	①児童扶養手当システム ②番号管理連携システム ③統合連携DBサーバ ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバー-GW ⑥中間サーバー	事前	
平成28年12月1日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	(1)児童手当情報ファイル (2)統合連携DBファイル	(1)児童手当情報ファイル (2)番号管理連携ファイル (3)統合連携DBファイル	事前	
平成28年12月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) :(57の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(12、19、35、36、44条) (別表第二における情報照会の根拠) :(31条)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) :(57の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(10条の3、12、19、26条の2、35、36、44、59条の2) (別表第二における情報照会の根拠) :(31条)	事前	
平成29年7月14日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども課長 本田 恒代	こども課長 三代川 潤一	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	(1)児童扶養手当情報ファイル (2)番号管理連携ファイル (3)統合連携DBファイル	(1)児童扶養手当情報ファイル (2)統合連携DBファイル	事前	
令和1年6月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	こども部こども課	健康こども部こども課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども課長 三代川 潤一	こども課長	事後	
令和1年6月28日	”I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先”	総務課	法務文書課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	こども部こども課	健康こども部こども課	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和1年6月28日	IVリスク対策		追加	事後	様式変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>児童扶養手当法および行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1.児童扶養手当の認定および受給資格の継続に関すること ①認定請求書、額改定認定請求書、および現況届の受付(受給資格があることを確認できる書類の提出) ②支給要件の審査(住民基本台帳および所得情報、年金受給情報に基づく) ③支給金額判定の審査(所得情報および年金情報に基づく) ④認定通知書、証書、一部支給停止通知書、支給停止解除通知書、却下通知書の送付</p> <p>2児童扶養手当の受給情報の変更に関すること ①住所・氏名変更届、子の各種変更届、支給停止関係届、年齢延長申立書の受付 ②支給要件の審査(住民基本台帳および所得情報、年金受給情報に基づく) ③支給金額判定の審査(所得情報および年金情報に基づく) ④認定通知書、証書、一部支給停止通知書、支給停止解除通知書、却下通知書の送付</p>	<p>児童扶養手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1児童扶養手当の認定及び受給資格の継続に関すること ①認定請求書、額改定認定請求書及び現況届の受付(受給資格があることを確認できる書類の提出) ②支給要件の審査(住民基本台帳、所得情報、年金受給情報及び公金受取口座に基づく) ③支給金額判定の審査(所得情報及び年金情報に基づく) ④認定通知書、児童扶養手当証書、一部支給停止通知書、支給停止解除通知書、却下通知書及び却下通知書の送付</p> <p>2児童扶養手当の受給情報の変更に関すること ①住所・氏名変更届、子の各種変更届、支給停止関係届及び年齢延長申立書の受付 ②支給要件の審査(住民基本台帳、所得情報、年金受給情報及び公金受取口座に基づく) ③支給金額判定の審査(所得情報及び年金情報に基づく) ④認定通知書、児童扶養手当証書、一部支給停止通知書、支給停止解除通知書、却下通知書及び却下通知書の送付</p>	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令(令和3年政令第345号)」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)」の施行のため。
		3児童扶養手当の受給資格の消滅および支給停止に関すること ①喪失届および額改定届、支給停止関係届の受付 ②支給要件非該当および年齢区分判定の審査(住民基本台帳および所得情報に基づく) ③支給金額判定の審査(所得情報および年金情報に基づく) ④喪失通知書、一部支給停止通知書、支給停止通知書の送付	3児童扶養手当の受給資格の消滅及び支給停止に関すること ①喪失届、額改定届及び支給停止関係届の受付 ②支給要件非該当及び年齢区分判定の審査(住民基本台帳及び所得情報に基づく) ③支給金額判定の審査(所得情報及び年金情報に基づく) ④喪失通知書、一部支給停止通知書及び支給停止通知書の送付		
令和5年11月9日	I 関連情報 1. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表一 37の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第29条第1~6項	番号法第9条第1項 別表第一 37の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第29条第1~6項	事後	記載事項の修正
令和5年11月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠): (13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) (別表第二における情報照会の根拠): (57の項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠): (10条の3、12、19、26条の2、35、36、44、59条の2) (別表第二における情報照会の根拠): (31条)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠): (13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) (別表第二における情報照会の根拠): (57の項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠): (10条の3、12、19、26条の2、35、36、44、53条、59条の2の2) (別表第二における情報照会の根拠): (31条)</p>	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令(令和3年政令第345号)」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第11号)」の施行のため。
令和5年11月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和5年10月20日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和5年11月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和5年10月20日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和7年12月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 37の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第29条第1~6項	番号法第9条第1項 別表56の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠): :(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) (別表第二における情報照会の根拠): :(57の項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠): :(10条の3、12、19、26条の2、35、36、44、53条、59条の2の2) (別表第二における情報照会の根拠): :(31条)</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律 (情報照会の根拠): :(9条)</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、81、89、90、125、141、155、161の項 (情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項</p>	事後	